

京都市未成年後見人支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市児童相談所及び京都市第二児童相談所（以下「児童相談所」という。）が支援を行う児童等について、その未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とし、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 京都市未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）における事業内容は次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

(1) 未成年後見人が被後見人から受けるべき報酬額の全部又は一部を助成する。（以下「報酬助成」という。）

ただし、過年度分の活動実績に係る報酬は、当該事業の助成対象とはしないものとする。

(2) 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の全部を助成する。（以下「損害賠償保険料助成」という。）

(助成要件)

第3条 本事業において助成対象となる未成年後見人は、児童福祉法第33条の8の規定により京都市児童相談所長及び京都市第二児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い選任された未成年後見人、又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人、若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（ただし、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていることとする。

(1) 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること。

(2) 家庭裁判所から未成年後見人として選任された者が、被後見人の親族（民法第725条）以外の者であること。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置・委託されている児童等であって、その児童等が入所している施設の法人職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

2 前項において、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、次に掲げる要件に該当する児童をいう。

(1) 児童相談所が把握している児童であること。

(2) 保護者がいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。

(3) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

(助成対象期間)

第4条 本事業における報酬助成及び損害賠償保険料助成の対象期間は、被後見人が成年に到達

する日の前日までとする。

なお、児童相談所長は、1年に1回以上被後見人及び未成年後見人の状況を確認するものとする。

(助成金額)

第5条 本事業における助成金額は、次のとおりとする。

(1) 報酬助成

1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円×12月)の範囲内とする。

なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は、被後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円×12月)とし、1人の被後見人を複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額240,000円(月額上限20,000円×12月)とする。

また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額20,000円の範囲内で助成を行う。

(2) 損害賠償保険料助成

公益社団法人日本社会福祉士会(以下「日本社会福祉士会」という。)が運営する未成年後見人補償制度による保険料額の全額を助成する。

ア 未成年後見人の賠償責任保険

1人あたり 年額5,210円

イ 被後見人の損害保険

1人あたり 年額7,680円(ただし、当該額以外で被後見人の職種に応じて保険料額が設定された場合は、その設定保険料額とする。)

なお、1人の未成年後見人が複数の子どもを後見する場合は賠償責任保険は、被後見人1人あたり年額5,210円とし、1人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人1人あたり年額5,210円とする。

また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。

(報酬助成の申請手続き)

第6条 報酬助成の申請者は、第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人(以下「助成対象未成年後見人」という。)であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、民法第862条に基づき、当該家庭裁判所から報酬の付与が認められ、その額が決定されたものとする。

2 児童相談所長は、助成対象未成年後見人に対して報酬助成の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続きの勧奨等に関する取組を行うものとする。

3 助成対象未成年後見人が、本事業により報酬助成を受けようとするときは、家庭裁判所からの報酬付与の決定後、児童相談所を経て、報酬付与の決定を受けた年度内に、次の書類を添えて市長に申請(第1号様式)を行うものとする。

ア 報酬付与の審判決定書の写し

イ 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し

ウ 未成年後見人の身分証明の写し

エ 被後見人の資産状況が確認できる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(報酬助成の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があった時は、その内容を審査のうえ、報酬助成の可否を決定するとともに、報酬助成を可としたときは、その額を合わせて決定し、その結果を助成対象未成年後見人に通知するものとする。(第2号様式)

(支払方法)

第8条 助成対象未成年後見人は、報酬助成決定通知書に基づき、市長に助成金の請求を行う。(第3号様式)

なお、請求書には、家庭裁判所に対し未成年後見人報酬付与の申立て後発出された「報酬付与審判書」の写しを添付するものとする。

2 市長は、請求を受けた月の翌月中までに、助成対象未成年後見人に対して当該報酬を支払うものとする。ただし、当該決定を3月に行った場合は、5月中までに支払うものとする。

(損害賠償保険の加入申請等)

第9条 助成対象未成年後見人が、損害賠償保険料助成を受けようとするときは、家庭裁判所から未成年後見人が選任された後に、市長に申請(第4号様式)を行うものとする。

2 市長は、前項により損害賠償保険料助成の申請を受けたときは、内容を確認した後、損害賠償保険料助成の可否を決定し、助成対象未成年後見人に通知するものとする。(第5号様式)

3 市長は、損害賠償保険料助成を決定したときは、日本社会福祉士会に対し「未成年後見人補償制度加入依頼書」を提出し、未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険の加入申請を行うものとする。

なお、市長は、当該加入申請に際しては、あらかじめその内容を被保険者となる未成年後見人等に説明し、同意を得るものとする。

4 市長は、損害賠償保険の加入手続き終了後、速やかに助成対象未成年後見人に対して加入者証を送付するものとする。

(損害賠償保険料助成金の支払い)

第10条 前条により加入申請を行った損害賠償保険料助成金の支払方法は、日本社会福祉士会から送付される請求書により行うものとする。

(事故等の発生報告)

第11条 損害賠償保険料助成を受けている未成年後見人等が生じた損害に対し保険料の支払いを求める場合は、事故発生報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(損害賠償保険料助成の継続)

第12条 助成対象未成年後見人は、損害賠償保険料助成を翌年度も継続する場合は、毎年3月1日から3月15日までの間に損害賠償保険料助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成対象未成年後見人の報告義務)

第13条 助成対象未成年後見人は、次のいずれかに該当することになったときは、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。(第6号様式)

- (1) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。
- (2) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。
- (3) 被後見人が婚姻したとき。
- (4) 被後見人が死亡したとき。

(5) 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。

(6) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(7) 助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。

(助成決定の取消等)

第14条 前条第1号から5号の理由により助成要件を満たさなくなったときは、市長は速やかに助成対象未成年後見人に通知しなければならない。(第7号様式)

なお、この場合の報酬助成金の支払いは、その事実発生日を含む月の分までとし、以後の支払いは行わない。

2 前項により本事業における助成を終了した場合は、市長は、当該損害賠償保険責任について、これを解除することができる。

(助成金の返還)

第15条 市長は、本事業における報酬助成の支給後、第13条に掲げる理由により助成決定の取り消しを行ったときは、受給者に対し既に支給した決定額のうち、全部又は一部の返還を請求することが出来る。

2 市長は、未成年後見人又は被後見人が偽り等の不正な手段により報酬助成等の決定を受けたときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に報酬補助を受けている金銭があるときは、当該金銭の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成26年3月4日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

なお、従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

京都市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書

（あて先）

京 都 市 長

下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、内容の審査に当たり、収入・資産の状況等の必要な情報を関係機関において調査確認されることに同意します。

申請者 (未成年 後見人)	ふりがな		生年	
	氏名		月日	年 月 日
	住所			
	連絡先	電話	FAX	
	被後見人との関係		被後見人の親族ではない はい いいえ	
被後見人	ふりがな		生年	
	氏名		月日	年 月 日
	住所			
	連絡先	電話	FAX	
被後見人の 資産状況	預貯金額			
	その他資産の有無	有・無	有の場合 右欄記入	資産の内容（詳細に記入）
審判の 決定内容	報酬額	円		
	対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
報酬対象期間における 施設等の入所の有無	有・無	有の場合 右欄記入	施設名： 所在地： 入所期間：	
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 報酬付与審判申立書の写し <input type="checkbox"/> 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し <input type="checkbox"/> 未成年後見人の身分証明の写し <input type="checkbox"/> 被後見人の資産状況が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※親族とは民法第725条に規定する親族を指します（六親等内の親族、配偶者、三親等内の婚族）

(第2号様式)

京都市指令児福第 号
年 月 日

京都市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書

(申請者：未成年後見人)

様

京 都 市 長
(担当 児童福祉センター児童相談所)
(担当 第二児童福祉センター第二児童相談所)

年 月 日付けで申請のありました、標記の助成については、下記のとおり（決定・却下）しましたので、通知します。

記

決定内容	報酬助成決定 ・ 報酬助成却下	
助成金額	_____ 円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 _____
却下理由		
備考		

未成年後見人の任務が終了する場合や、被後見人の住所移動等の内容に変更がある場合は、速やかに報告してください。

(第3号様式)

年 月 日

京都市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書

(あて先)

京 都 市 長

未成年後見人 氏名 _____

住所 _____

電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____

住所 _____

電話（連絡先） _____

年 月 日付 第 号京都市未成年後見人支援事業（報酬助成）決定通知書に基づく未成年後見人の報酬助成金を次のとおり請求します。

請求金額	_____ 円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
助成金振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) _____

※注意事項

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

(第4号様式)

年 月 日

京都市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書

(あて先)

京 都 市 長

未成年後見人 氏名 _____

住所 _____

電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____

住所 _____

電話（連絡先） _____

京都市未成年後見人支援事業実施要綱で定める助成要件を満たすことから、必要書類を添付し、京都市未成年後見人支援事業（保険料助成）を申請します。

家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年 月 日から
児童福祉施設へ入所している場合はその施設名と入所開始日	施設名 _____ 年 月 日から

(第5号様式)

京都市指令児福第 号
年 月 日

京都市未成年後見人支援事業（保険料助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

京 都 市 長
(担当 児童福祉センター児童相談所)
(担当 第二児童福祉センター第二児童相談所)

年 月 日に申請がありました、京都未成年後見人支援事業（保険料助成）
について、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

決定の内容		保険料助成決定 ・ 保険料助成却下
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 —
備考		

※注意事項

未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに京都市長対し報告してください。

(第6号様式)

年 月 日

京都市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

(あて先)

京 都 市 長

未成年後見人 氏名 _____

住所 _____

電話 (連絡先) _____

被後見人 氏名 _____

住所 _____

電話 (連絡先) _____

京都市未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、次のとおり状況を届け出ます。

状況変更年月日	年 月 日
変更等の内容	

◆ 被後見人の資産状況 (資産状況に変更がある場合のみ記載ください。)

資産の内訳	現金	_____ 円
	預貯金	_____ 円
	有価証券	_____ 円
	不動産	_____ 円
	その他の資産	_____ 円
資産の合計		_____ 円

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消したうえ、助成額の返還を求めます。

(第7号様式)

京都市指令児福第 号
年 月 日

京都市未成年後見人支援事業取消通知書

未成年後見人

様

京都市長

京都市未成年後見人支援事業について、次の理由により取消しましたので通知します。

取消しする助成		報酬助成 ・ 保険料助成
取消日		年 月 日
取消理由		
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 ー